



山梨県の立地環境について

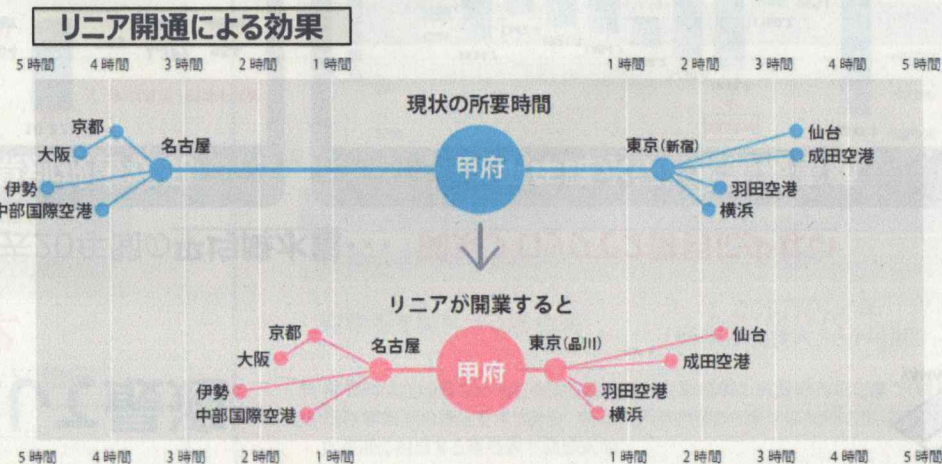
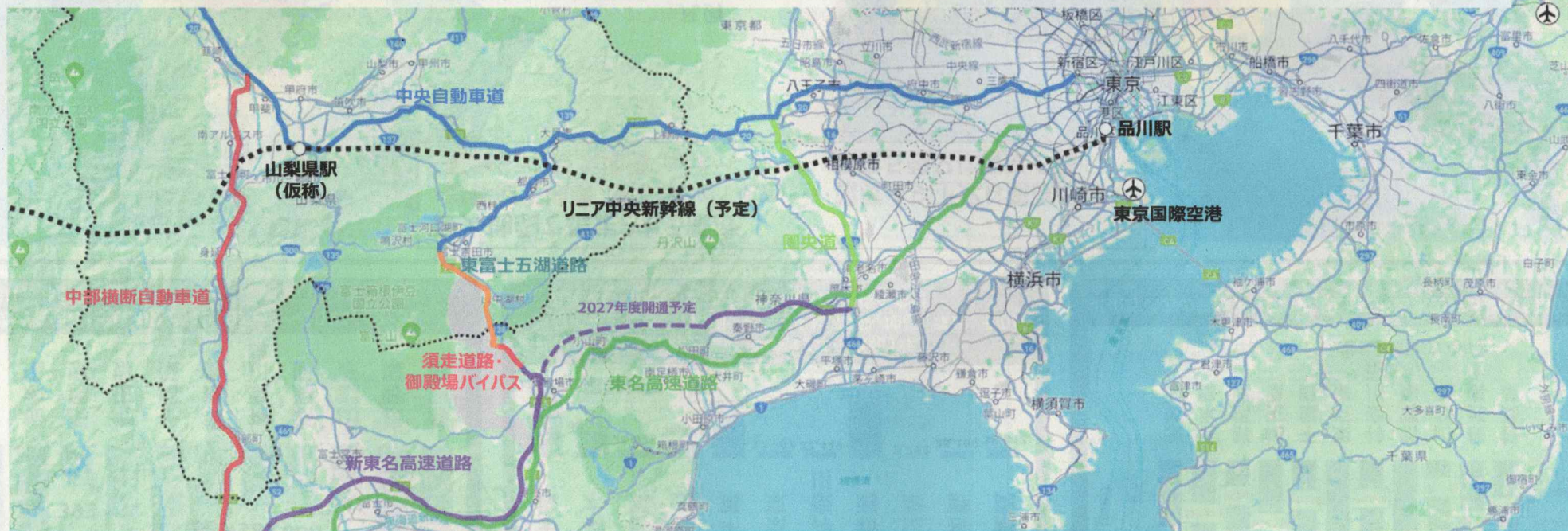
東京圏～中京圏を結ぶ「東西軸」と日本海～太平洋を結ぶ「南北軸」のクロスポイント

山梨県産業政策部
成長産業推進課



優れた交通網と首都圏への近接性

- 山梨県は、東京、神奈川、埼玉、静岡、長野と隣接
- 中央自動車道・東名高速道の2ルートから東京圏へのアクセスが可能（甲府～新宿 約100分）
- 須走道路・御殿場バイパスの開通（R3.4）により、静岡県・中京圏へのアクセス向上
- 東京圏、中京圏へ複数のアクセス経路が整備され、災害時にも迂回が可能
- リニア中央新幹線の開通で甲府から東京都心（品川）まで約25分、名古屋と約45分で結ばれ、国際空港からのアクセスの向上も期待





災害リスクが少なくバックアップ拠点として最適



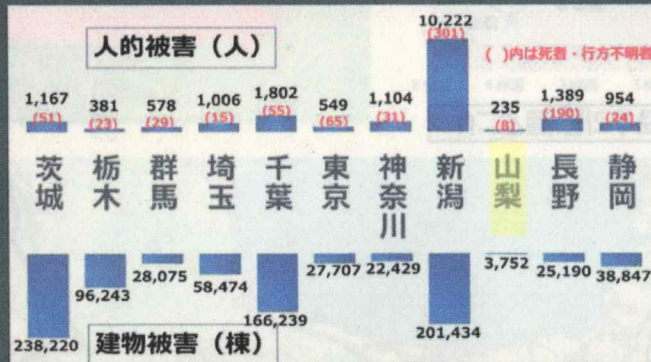
- ① 過去100年の有感地震（震度3以上）… **関東ブロック最少**
- ② 過去20年間の自然災害による被害額… **関東ブロック最少**
- ③ 過去20年間の水害による被害額… **関東ブロック最少** / 過去20年間の平均降水量… **関東ブロックで2番目に少ない**

①震度3以上の地震の履歴



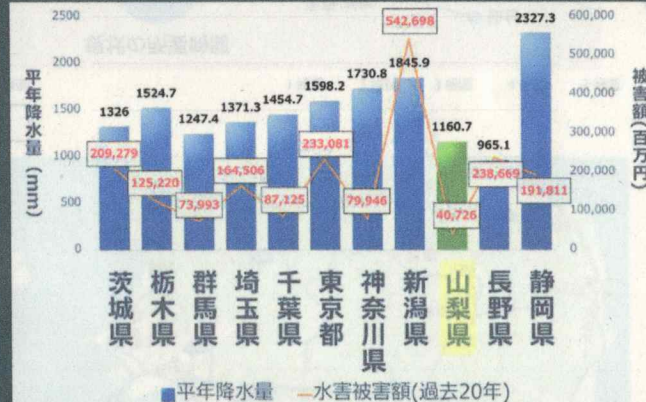
過去の地震回数(震度3以上)1919/1/1~2021/12/31
(気象庁震度データベース)

②自然災害による都県別被害状況



消防白書(過去20年分集計 平成12年~令和1年)
※自然災害: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な気象をいう。負傷者は、重傷、軽傷の合計

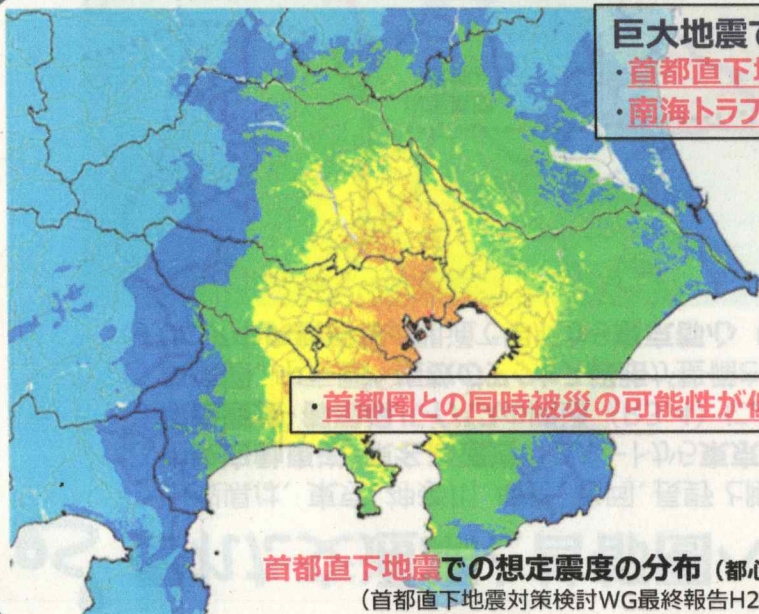
③ 平均降水量と水害被害額



気象庁過去の気象データ検索、国土交通省水害統計調査を基に作成

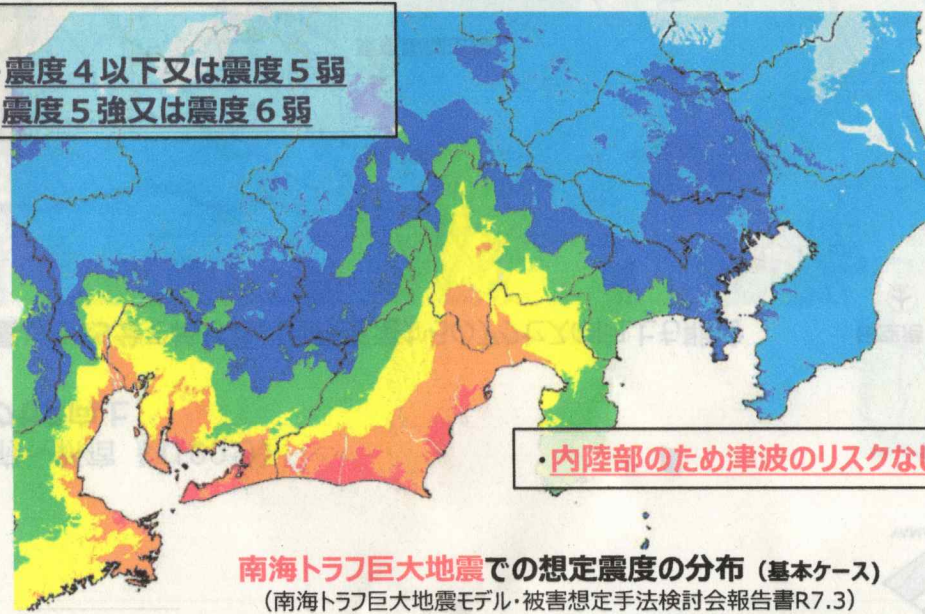
巨大地震で想定される震度

- ・首都直下地震(都心南部直下地震)… **震度4以下又は震度5弱**
- ・南海トラフ巨大地震(基本ケース)… **震度5強又は震度6弱**



・首都圏との同時被災の可能性が低い

首都直下地震での想定震度の分布(都心南部直下地震)
(首都直下地震対策検討WG最終報告H25.12)



・内陸部のため津波のリスクなし

南海トラフ巨大地震での想定震度の分布(基本ケース)
(南海トラフ巨大地震モデル被害想定手法検討会報告書R7.3)



山梨県の助成制度「産業集積促進助成金」①

最大50億円助成



○製造業・物流業等、情報産業、本社機能の移転等を行った事業者に対し、建物、機械設備等の投資経費／貸借料の一部を助成

製造業、物流業、データセンター、試験研究所

○対象要件

- 県内で土地を取得又は借地権（20年以上）を設定し、工場等を設置
※医療機器、水素・燃料電池、航空・宇宙・防衛関連産業であって、知事が認めるものは10年以上
- 投下固定資産額3億円以上（土地を除く）
- 常時雇用労働者10人以上増加（操業から1年以内） ※データセンターは5人以上

○助成率

基本助成	助成率
新たに土地を取得する場合	4%
自社所有地の場合	2%
空き工場等を取得する場合	2%
試験研究所の場合	2%

※助成率は投下固定資産額に対するもの
※投下固定資産額が200億円を超える部分は一律2%

加算となる取り組み	加算率
高度先端分野 ※1	+ 5 %
成長分野	+ 7. 5 %
医療機器関連 水素・燃料電池関連 航空・宇宙・防衛関連	+ 2 %
半導体関連 ロボット関連	+ 2 %
データセンター	+ 2 %
増加する県外からの 常時雇用労働者数	5人以上 + 1 % 10人以上 + 1. 5 %
水素製造・利用設備取得費用	+ 5 %
県外新規立地	+ 2 %

※1 国等の先端技術開発支援対象事業のうち、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はバイオテクノロジー利用産業に該当するもの

○限度額

		投下固定資産額		
		100億円未満	100億円以上 ～200億円以下	200億円超
県内初立地	高度先端分野、成長分野	15億円		
	上記以外の製造業等	7.5億円		
県内既存企業	高度先端分野、成長分野	7.5億円		
	上記以外の製造業等	3億円	5億円	

成長分野などへの
重点的な助成！

本社機能の移転等

○対象業種 制限なし

○対象要件

- 県内で新たに土地を取得又は借地権（20年以上）を設定、又は自社所有地があること
※医療機器、水素・燃料電池、航空・宇宙・防衛関連産業であって、知事が認めるものは10年以上
- 県から地域再生法「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けていること
- 投下固定資産額1億円(税抜)以上（土地を除く）
※賃借の場合を除く
- 常時雇用労働者10人以上増加（操業から1年以内）

○助成率

※助成率は投下固定資産額に対するもの

基本助成	助成率
新たに土地を取得する場合	5%
自社所有地の場合	2.5%
本社オフィス、研究・研修施設を賃借する場合	賃料の1/2

加算となる取組み等	加算
水素製造・利用設備取得費用	+ 5%

○限度額

	限度額
建物等を取得する場合	1億円
建物等を賃借する場合※	1,000万円／年 (操業から最大36ヶ月間)

※賃借料は立地事業の用に供する建物及び駐車場の賃貸借契約に基づく費用
※既存事業所の廃止を伴う場合、新事業所の面積から既存事業所の面積を減じた面積に相当する賃借料が助成対象

本社機能だけでなく、
研究所や研修所の移転
へも助成！



山梨県の助成制度「産業集積促進助成金」②



交付要綱



情報産業

**DX推進関連産業
へ助成！**

○対象業種

- ・情報サービス業
- ・インターネット付随サービス業
- ・デジタルコンテンツ制作事業者

○対象要件

- ・新たに県内に事業所を設置
- ・常時雇用労働者5人以上増加（操業から1年以内）
- ・対象となる投下固定資産は、家屋及び償却資産（土地を除く）
- ・賃借料等とは、賃借料及び通信回線使用料（インターネット接続費、専用回線、プロバイダ等の通信回線）

○助成率

※助成率は投下固定資産額に対するもの

基本助成	助成率
建物等を取得する場合	5%
建物等を賃借する場合	賃料及び通信回線使用料の1/2

加算となる取り組み等	加算
水素製造・利用設備取得費用	+5%

○限度額

	限度額
建物等を取得する場合	1億円
建物等を賃借する場合	1,000万円/年 (最大36ヶ月間)

上質な宿泊施設

**高級宿泊施設
へ助成！**

○対象業種

- ・宿泊業
(旅館、ホテル、リゾートクラブ)

○対象要件

- ・新たに県内に宿泊施設を設置
- ・投下固定資産額100億円以上（土地を除く）
- ・常時雇用労働者30人以上増加（操業から1年以内）
- ・最低客室面積（内法）40㎡以上
- ・地域経済牽引事業計画の知事承認

○助成率

基本助成	助成率
新たに宿泊施設を設置する場合 投下固定資産額200億円以下の額	5%
投下固定資産額200億円超の額	2%

※助成率は投下固定資産額に対するもの

※投下固定資産額が200億円を超える部分は一律2%

※分譲型は、投下固定資産のうち将来にわたって処分する見込みのないものを対象とする。

加算となる取り組み等	加算
水素製造・利用設備取得費用	+5%

○限度額

	限度額
投下固定資産額200億円以下	5億円
投下固定資産額200億円超	50億円

新たなオフィス等の設置

**住居手当・転居費用
へも助成！**

○対象業種

- ・制限なし

○対象要件

- ・県内初となるオフィス、研究・研修施設を新たに設置
- ・県外からの転入を伴う常時雇用労働者5人以上増加（操業から1年以内）
- ・対象となる投下固定資産は、家屋及び償却資産（土地を除く）
- ・賃借料等とは、賃借料、通信回線使用料、社宅修繕費及び転入する雇用者への住居手当及び転居費用

○助成率

※助成率は投下固定資産額に対するもの

基本助成	助成率
オフィス等を取得する場合	5%
オフィス等を賃借する、 県外から転入する常時雇用労働者 へ住居手当・転居費用を支給する、 賃借したオフィス等を改修する場合	賃料及び通信回線使用料等の1/2

加算となる取り組み等	加算
水素製造・利用設備取得費用	+5%

○限度額

	限度額
建物等を取得する場合	1,500万円
建物等を賃借する場合	500万円/年 (最大36ヶ月間)

山梨県での立地のお問い合わせはこちら

☎ 山梨県 産業政策部 成長産業推進課 ■ TEL:055-223-1472 ■ Mail : seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp